

地域少子化対策重点推進交付金（内閣府子ども・子育て本部）

令和3年度当初予算 8.2億円、令和2年度第3次補正予算 11.8億円

（令和2年度当初予算 9.5億円、令和元年度補正予算 11.5億円）

事業概要・目的

2019年の出生数が86万人余と過去最低となる厳しい状況の下、新たに策定された「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組を支援する。（中略）あわせて、婚姻の状況等も踏まえ、地方公共団体を実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組を支援する」とされており、地域の実情に応じたきめ細かな取組を一層強化する必要があります。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「結婚支援、・・・仕事と子育てを両立できる環境整備、男性の家事・育児参画の促進、地域等での支援で安心して妊娠・出産、子育てできる環境整備・・・など、総合的な少子化対策を進める」とされているほか、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においても、希望出生率1.8の実現に向け、結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」とされています。

これを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

事業イメージ・具体例

(1) 地域少子化対策重点推進事業

自治体が行う少子化対策事業について、優良事例の横展開支援等に加え、新たな「少子化社会対策大綱」の趣旨を踏まえた充実を図ります。

○補助率：1/2、2/3

① 結婚に対する取組

- ・結婚支援センターの開設・運営 ・マッチングシステムの構築・改修
- ・ボランティアの育成・ネットワーク化 等

② 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組

- ・子育て支援、結婚応援パスポートの普及 ・「結婚新生活支援事業」の周知広報
- ・配偶者の出産直後の男性の休暇取得、男性の家事・育児参画の促進セミナーの開催
- ・ライフデザインセミナーの開催 ・乳幼児との触れ合い体験講座の実施
- ・美容院など地域人材を活用した結婚・子育て支援情報の発信
- ・企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援
- ・子育て支援情報の「見える化」支援 等

③ 重点的に推進すべき取組(重点課題事業)

- ・複数の自治体による、広域的な結婚支援、子育てに温かい機運醸成づくりの取組支援、ライフプランニング支援 等
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化、相談員による支援を組み合わせた結婚支援
- ・主婦(夫)家庭を中心とする在宅子育てへの支援
- ・多様な子連れ世帯の外出・移動支援等、子育てに寄り添う地域づくり支援

(2) 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するために自治体が行う取組(新婚世帯を対象に家賃・引越し費用等を補助)を支援する結婚新生活支援の充実を図ります。

○補助率：1/2、2/3(広域連携)

○年齢要件：夫婦共に39歳以下 ○所得要件：世帯合計で400万円未満

○補助上限額：30万円、60万円(広域連携の場合で、若年者に限る)

期待される効果

- (1) 財源が課題となって自治体がこれまで十分取り組むことができなかった未婚化・晩婚化対策の取組や子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組が全国津々浦々に拡大します。
- (2) 経済的負担がネックとなって結婚に踏みきれない者が多い中、結婚の希望の実現に向けた後押しとなります。

資金の流れ

(1) 地域少子化対策重点推進事業



(2) 結婚新生活支援事業

